令和２年４月１６日

子ども会育成会長　様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会　長　　石　井　克　己

令和２年度 第２回 子ども会関係文書の発送について

陽春の候、各子ども会におかれましては、益々ご健勝のことと推察いたします。日頃より、地域における青少年の健全育成に多大なご協力とご理解を賜り、心より感謝いたします。

つきましては、第２回目の文書を下記のとおり送付いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

１．2020 年度 市子育連及び安全共済会 新規加入申請について・申請様式一式・記入例
２．子ども会安全共済会のご案内
３．（一社）県子連「子ども会に入ろう」リーフレット
４．自転車保険のご案内

○問い合わせ先
〒２７２－００２３　　市川市南八幡１－１７－１５
市川市教育委員会　生涯学習部　青少年育成課
電話　０４７－３８３－９４１９　（担当：室岡、長田）

２０２０年４月１６日

各子ども会育成会長　様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会　　長　　石　井　　克　己

２０２０年度 市子育連 及び 全国子ども会安全共済会 新規加入申請について

陽春の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。
「２０２０年度 市子育連・全国子ども安全共済会 新規加入申請」について、下記の通り受付いたしますのでお知らせいたします。

記

1．申請受付日

◎　第１回　　２０２０年５月１３日（水）　**高石神社　社務所にて**
午前10時　～　午後3時

◎　第２回　　２０２０年５月１９日（火）　**高石神社　社務所にて**
午前10時　～　午後3時

2．提出書類

（１）市子育連加入登録申請書　　・・・２部（子ども会控え含む）

（２）安全共済会関係加入申請書一式　・・・各３部（子ども会控え含む）
↑※複写用紙の場合は１つづりで構いません。

① (一社)千葉県子ども会育成連合会加入申込書　（県子連第１号様式）
② 「全国子ども会安全共済会」加入申込書・加入者名簿１（〈共済様式〉加入－１１）
③ 加入者名簿２　（〈共済様式〉加入－１２）
→「②」に加入人数が納まらない場合のみご使用下さい。
④ ２０２０年度〈年間行事計画書〉　（〈共済様式〉加入－１３）

※②～④は、追加加入申請の際にも使用しますので、必ずコピーをとって
ご使用ください。
申請書類については、「市川市子ども会育成会連絡協議会ホームページ」
からダウンロードが可能です。

（３）会則（ある単子のみ提出）　　・・・1部

※提出時、書類に不備があった場合、会長印が必要になりますのでできるだけ会長印をご持参ください。

3．会員資格

☆幼児
☆小学生　　☆中学生　　☆高校生
☆育成者（大人）　　☆指導者（スポーツ等の指導者として関わっている大人）

※２０２０年4月1日の時点で満3歳以下の幼児（平成２８年4月２日以降に生まれた方）が加入される場合は、必ずその保護者も加入し、活動に同伴することが条件となります。

4．会費　　受付指定日に現金でお持ちください。

・会費　：　1人　230円

（年間通して変わりません）

平成２９年度より0才から市子育連に加入出来るようになりました。市子育連会則第28条第2項「子ども会会員とは0才から高校生まで」（平成２９年4月1日より改正施行）

（会費230円の内訳）

①　市子育連分担金　　→　　１人　　３０円

②　安全共済会掛金　　→　　※１人　２００円

※【全国子ども会安全共済会納入額】

◆「掛金50円（10月1日以降は40円に）」＋「運営費20円」

【県子連会費納入額】

◆「安全事業運営費50円（10月1日以降は60円に）」＋「会費80円」

5．安全共済会の適用期間について

⑴　第１回受付（５月１３日）・第２回受付（５月１９日）にて新規加入申請される場合

適用期間　２０２０年4月1日0時 ～ ２０２１年3月３１日２４時まで

※上記日程でご申請いただくと、４月１日に遡って保険が適用されます。
ご都合が悪い場合は、下記、青少年育成課までご相談下さい。

⑵　５月２０日以降に新規・追加加入申請される場合

５月２０日～６月１０日までに申請された方は、６月１２日からの保険適用開始となりますのでご注意下さい。
追加加入申請については、５月「第3回文書発送」にてお知らせいたします。

6．傷病が起こってからの手続き

同封の「子ども会安全共済会のご案内」をご参照ください。
申請書類は５月「第３回文書発送」にて配付します。

問い合わせ先

市川市子ども会育成会連絡協議会　担当窓口

〒272-0023
市川市教育委員会　青少年育成課
市川市南八幡１－１７－１５ 南八幡仮設庁舎２階
TEL：０４７（３８３）９４１９　　FAX：０４７（３８３）９４０５

【２０２０年度】

「市川市子ども会育成会連絡協議会加入登録申込書」及び「全国子ども会安全共済会加入申込書」等記入例

１．市川市子ども会育成会連絡協議会加入登録申請書・・・Ｐ１

２．県子連第１号様式　２０２０年度加入申込書・・・・・Ｐ２

３．＜共済様式＞加入－１１
　　全国子ども会安全共済会加入申込書・・・・・・・・・Ｐ３

４．＜共済様式＞加入－１２
　　全国子ども会安全共済会加入者名簿２・・・・・・・・Ｐ４

５．＜共済様式＞加入－１３
　　全国子ども会安全共済会年間行事計画書・・・・・・・Ｐ５

☆上記の申請書類については、「市川市子ども会育成会連絡協議会ホームページ」からもダウンロードできるようになっております。

2020年度　市川市子ども会育成会連絡協議会
加　入　登　録　申　請　書

単子コード
12203（記入不要）

2020年　　月　　日

市川市子ども会育成会連絡協議会会長　様
下記のとおり加入申請いたします。

1．組織

団体名	○○　子ども会	発足年月	年　　月
所属自治会	自治会	該当学区	○○ 学区
会員世帯数（広報紙「ふれあい」各世帯に1部ずつ配布）	○○　部	会　則	有　・　無 「有」の場合は登録の際にご提出願います。

2．役員

役職	氏　名	住　所	電話番号
ふりがな **育成会会長**			
育成会副会長			
代議員　※①			
文書連絡者 ※②			
安全共済会保険担当者　※③			
フットベース監督			
野球監督			
子ども会会長			

文書連絡者の方は必ず中身をチェックし、会員の方に回覧をお願いします。

安全共済会保険担当者の方は保険加入・共済金請求の際にこちらからご連絡させていただくことがございます。
日中連絡がとれる連絡先をご記入ください。

※① 会則により、代議員の報告が義務づけられています。原則として育成会長が代議員となりますが、育成会長が市子育連の役員に就任する場合は副会長等の方が代議員となります。

※② 文書連絡者とは、市川市子ども会育成会連絡協議会から各子ども会への書類の送付先となります。会長でも、他の育成会員の方でもかまいません。文書は会員の方に周知してください。

※③ 安全共済会保険担当者とは、共済保険申込・請求等内容に関する照会の窓口になる方です。

3．財政

収入予算総額	円

（収入内訳）

☆　会費総合計	（内訳:　育成会費総額）	（内訳:　子ども会費総額）
円	円 （（月額　　円×12ヶ月）×　　人）	円 （（月額　　円×12ヶ月）×　　人）

☆行事関係	**円**	**☆資源回収**	**円**
☆自治会等	**円**	**☆その他（　　）**	**円**

県子連第1号様式
加入申込書
（単位子ども会作成）

単位子ども会番号（9桁）
12203

2020年　　月　　日

番号は記入しないでください

（一社）千葉県子ども会育成連合会会長殿

２０２０年度加入申込書

貴会の趣旨に賛同し、会費を添えて入会申し込みをいたします。

市町村子連名	市川市子ども会育成会連絡協議会
単位子ども会名	○○子ども会
代表者氏名	市　川　　一　郎　　㊞

印鑑を忘れずに

加入者数　21　名　別紙安全共済会名簿のとおり）

県子連会費納入額

21　名×　130円＝　2,730　円

（10月以降）　140円

この書類は新年度加入登録の際に提出してください。追加時は不要です。

※　年会費には、安全事業運営費50円が含まれています。
安全共済会加入申込書・年間行事計画書を添え、市町村子連へ申し込んでください。

10月1日以降に加入する場合、県子連会費は140円（うち安全事業運営費60円）となります。

<共済様式>加入−11
単位子ども会作成

市川市子ども会育成会連絡協議会 殿
（市区町村子連名）

2020 年 **5** 月 ○ 日

提出日記入

＜加入申込書＞

学区・地区名　**必要な場合記入**

（フリガナ）（○○　　）
単位子ども会名　**○○子ども会**

単位子ども会番号　**12203**（記入不要）

育成会代表者氏名　**市川 一郎**　㊞

連絡先住所　〒 **272 − 0000**
市川市○○1−1−1

電話　市外局番（ **047** ）**000 − 0000**

子どもの会長がいる場合　子ども会会長氏名　学年（小・中　　年）

追加欄	

追加加入の場合は上記欄に○表示を記入願います。

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」 **2020** 年度分として申し込みます。

＜加入者数＞

会員	幼児	小学生	中学生（内ジュニアリーダー）	高校生・高校年齢相当（内ジュニアリーダー）	指導者・育成者	人数合計
人数	**2** 名	**11** 名	**5** 名（ **2** 名）	**2** 名（ **2** 名）	**10** 名	**30** 名

＜共済掛金等＞

掛金等合計	70円×人数合計（ただし、10/1以降加入の場合は60円×人数合計）	**2,100** 円

＜加入者名簿1＞

1 / **1**ページ

No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.
1	○○ ○○	(男)・女	(幼)小・中・高・育・指		**1**	**16**
2	○○ ○○	男・(女)	(幼)小・中・高・育・指		**3**	**16**
3	○○ ○○	(男)・女	幼(小)中・高・育・指	**1**		
4	○○ ○○	(男)・女	幼(小)中・高・育・指	**2**		
5	：	男・女	幼・小・中・高・育・指			
6	**年齢は4月1日現在の年齢を記入してください** **幼児から学年順に記入してください** **幼児と大人は年齢を、小中高生は学年を記入してください** **就学前3年以下の幼児は保護者の番号を記入してください**	男・女	幼・小・中・高・育・指			
7		男・女	幼・小・中・高・育・指			
8		男・女	幼・小・中・高・育・指			
9		男・女	幼・小・中・高・育・指			
10		男・女	幼・小・中・高・育・指			
11		男・女	幼・小・中・高・育・指			
12		男・女	幼・小・中・高・育・指			
13		男・女	幼・小・中・高・育・指			
14		男・女	幼・小・中・高・育・指			
15		男・女	幼・小・中・高・育・指			

No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.
16	○○ ○○	(男)・女	幼・小・中・高・(育)・指		**35**	
17	○○ ○○	男・(女)	幼・小・中・高・(育)・指		**36**	
18	：	男・女	幼・小・中・高・育・指			
19	：	男・女	幼・小・中・高・育・指			
20		男・女	幼・小・中・高・育・指			
	年齢は4月1日現在の年齢を記入してください **右のような書き方で構いません** **大人の年齢を必ず記入してください**	**女**	**小**	**1**		
		男	**中**	**2**		
		男	**指**		**45**	
		女	**育**		**50**	
		女	**育**		**60**	
		男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指			

＜個人情報の取り扱いについて＞
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

<共済様式>加入-12
単位子ども会作成

市川市子ども会育成会連絡協議会 殿
（市区町村子連名）
市町村子連名必ず記入

＜加入者名簿２＞

2020 年 ○ 月 ○ 日
提出日記入

学区・地区名

単位子ども会名 ◇◇子ども会

単位子ども会番号 12203（記入不要）

全3ページ中の2ページ目　2 ／ 3 ページ

No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.	No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			

＜個人情報の取り扱いについて＞
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

2018.10.01改訂

<共済様式>加入-13

単位子ども会作成

市川市子ども会育成会連絡協議会 殿

（市区町村子連名）

（提出日） **2020** 年 **5** 月 ○ 日

2020 年度＜年間行事計画書＞

新規	○
追加・変更	

（該当する方に○表示してください）

学区・地区名	
（フリガナ）	（マルマル　）
単位子ども会名	**○○子ども会**
単位子ども会番号	**12203（記入不要）**
代表者名	○○ ○○
届出担当者名	○○ ○○

全国子ども会安全共済会規程に基づき、単位子ども会年間行事計画書を提出します。

1．活動・事業名

月	実施予定日	行事・活動名	会場	参加予定人数	備考
4	**中旬**	**新入生歓迎会**	**○○公民館**	**30** 名	

日にち・会場など決まっていない場合は、上旬・中旬・下旬と記入し、決定したら青少年育成課へ報告してください
※当初提出した行事日程の変更であれば青少年育成課へ電話で大丈夫ですが、行事が新たに追加になる場合は、年間行事計画書を追加で提出してください。

市町村の行事や県子連などの行事に参加する可能性があれば記入しておいてください

2．日常定例活動（日常の練習等を含む）

毎週土曜日	**野球・ドッジボール・フットベースの練習・試合など**
隔週日曜日	**廃品回収**
通年	**市子連・県子連及び市の主催事業に参加**

2018.10.01改訂

参考　高石神社　社務所　案内図

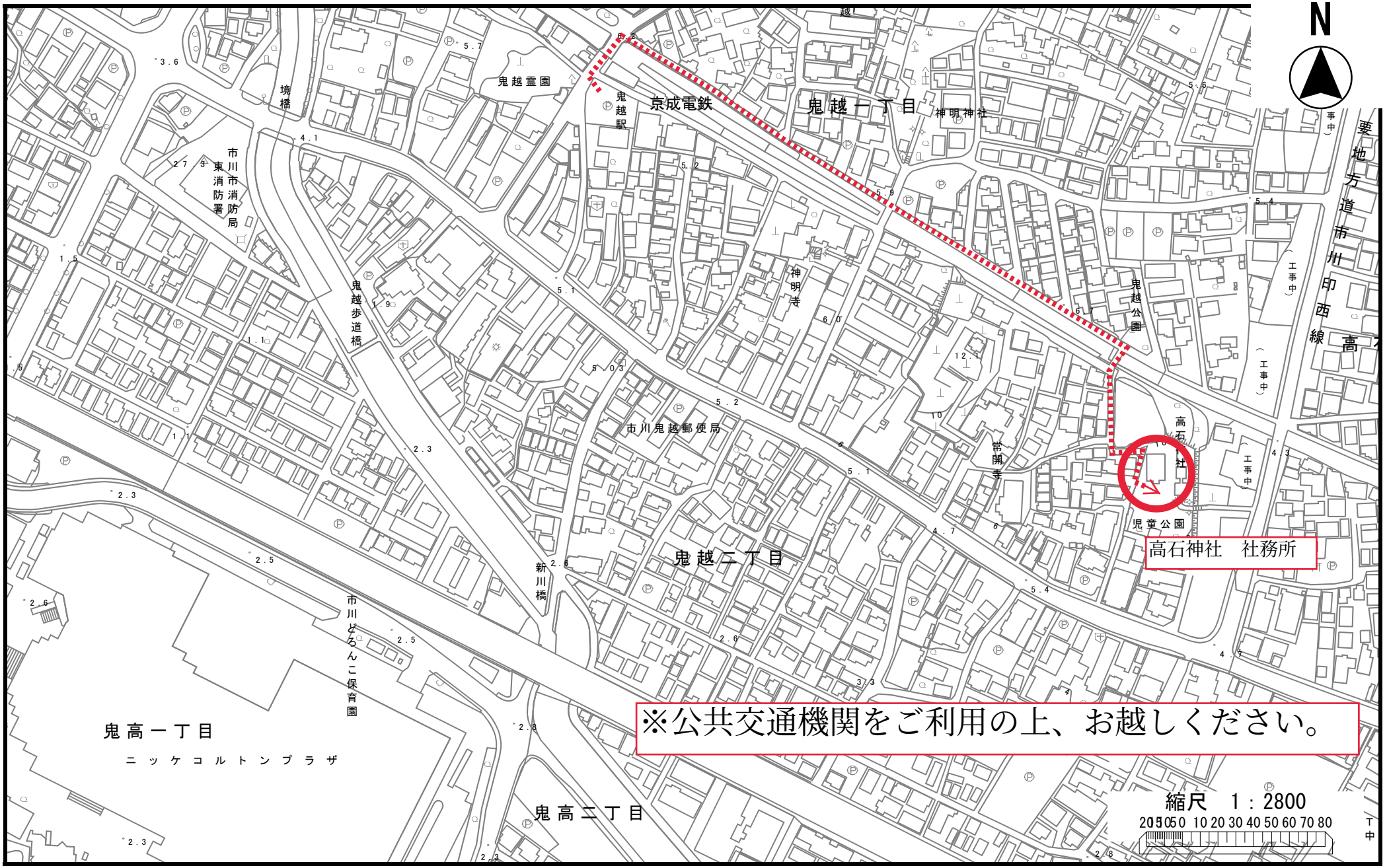

2020年度 市川市子ども会育成会連絡協議会
加 入 登 録 申 請 書

単子コード
12203

2020年　　月　　日

市川市子ども会育成会連絡協議会会長 様
下記のとおり加入申請いたします。

1. 組織

団体名	子ども会	発足年月	年　　月
所属自治会	自治会	該当学区	小学校
会員世帯数（広報紙「ふれあい」各世帯に1部ずつ配布）	部	会 則	有 ・ 無 「有」の場合は登録の際にご提出願います。

2. 役員

役職	氏　名	住　所	電話番号
ふりがな **育成会会長**			
育成会副会長			
代議員　※①			
文書連絡者 ※②			
安全共済会保険担当者 ※③			
フットベース監督			
野球監督			
子ども会会長			

※① 会則により、代議員の報告が義務づけられています。原則として育成会長が代議員となりますが、育成会長が市子育連の役員に就任する場合は副会長等の方が代議員となります。

※② 文書連絡者とは、市川市子ども会育成会連絡協議会から各子ども会への書類の送付先となります。会長でも、他の育成会員の方でもかまいません。文書は会員の方に周知してください。

※③ 安全共済会保険担当者とは、共済保険申込・請求等内容に関する照会の窓口になる方です。

3. 財政

☆ 収入予算総額	円

（収入内訳）

☆ 会費総合計	（内訳:　育成会費総額）	（内訳:　子ども会費総額）
円	円 （（月額　　円×12ヶ月）×　　人）	円 （（月額　　円×12ヶ月）×　　人）

☆行事関係	円	☆資源回収	円
☆自治会等	円	☆その他（　　）	円

県子連第1号様式
加入申込書
（単位子ども会作成）

単位子ども会番号（9桁）
12203

２０２０ 年　　月　　日

（一社）千葉県子ども会育成連合会会長殿

２０２０年度加入申込書

貴会の趣旨に賛同し、会費を添えて入会申し込みをいたします。

市町村子連名	市川市子ども会育成会連絡協議会
単位子ども会名	
単位代表者氏名	㊞

加入者数 [　　] 名　（別紙安全共済会名簿のとおり）

県子連会費納入額

[　　] 名 × 130円 ＝ [　　] 円

（10月以降） 140円

この書類は新年度加入登録の際に提出してください。追加時は不要です。

※　年会費には、安全事業運営費50円が含まれています。
安全共済会加入申込書・年間行事計画書を添え、市町村子連へ申し込んでください。

10月1日以降に加入する場合、県子連会費は140円（うち安全事業運営費60円）となります。

<共済様式>加入-11

市川市子ども会育成会連絡協議会　殿
（市区町村子連名）

（提出日）　2020　年　　月　　日

＜加入申込書＞

学　区　・　地　区　名

（　フ　リ　ガ　ナ　）（　　）

単　位　子　ど　も　会　名

単　位　子　ど　も　会　番　号

育　成　会　代　表　者　氏　名　　㊞

〒　　－

連　絡　先　住　所

電　　話　　市外局番（　　）　　－

子　ど　も　会　会　長　氏　名　　学年（小・中　　年）

追加欄	

追加加入の場合は上記欄に〇表示を記入願います。

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」 2020 年度分として申し込みます。

＜加入者数＞

会　員	幼児	小学生	中学生（内ジュニアリーダー）	高校生・高校年齢相当（内ジュニアリーダー）	指導者・育成者	人数合計
人　数	名	名	名（　名）	名（　名）	名	名

＜共済掛金等＞

掛金等合計	70円×人数合計（ただし、10/1以降加入の場合は60円×人数合計）	円

＜加入者名簿１＞

1 / ページ

No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.	No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			
		男・女	幼・小・中・高・育・指						男・女	幼・小・中・高・育・指			

＜個人情報の取り扱いについて＞
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

2018.10.01改訂

<共済様式>加入-12

市川市子ども会育成会連絡協議会 殿

（市区町村子連名）

＜ 加 入 者 名 簿 ２ ＞

（提出日） 2020 年 月 日

学 区 ・ 地 区 名

単 位 子 ど も 会 名

単位子ども会番号

／ ページ

No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.	No.	氏名	性別	種別	学年	年齢	同伴保護者No.
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			
		男 ・女	幼・小・中・高・育・指						男 ・女	幼・小・中・高・育・指			

＜個人情報の取り扱いについて＞

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

2018.10.01改訂

<共済様式>加入-13

市川市子ども会育成会連絡協議会 殿

（市区町村子連名）　　（提出日）　2020　年　月　日

2020　年度＜年間行事計画書＞

新規	
追加・変更	

（該当する方に〇表示してください）

学区・地区名

（フリガナ）（　　）

単位子ども会名

単位子ども会番号

代表者名

届出担当者名

全国子ども会安全共済会規程に基づき、単位子ども会年間行事計画書を提出します。

1．活動・事業名

月	実施予定日	行事・活動名	会場	参加予定人数	備考
				名	

2．日常定例活動（日常の練習等を含む）

2018.10.01改訂

子ども会安全共済会のご案内

安全共済会って何？

全国子ども会と市町村子連との契約で成り立つ子ども会専用の保険だよ

どんな保証があるの？

子ども会活動中や行き帰りのケガや病気になって通院したときに共済金が支払われるよ
（保険医療総額の30％）

子どもしか入れないの？

市町村子連に加入している子ども会の会員ならだれでもOK！
（年齢制限なし）

交通事故にあったらどうなるの？

交通事故のケガは対象外だけど、交通事故で後遺障害・死亡した場合は保障してくれるよ
（死亡保障600万円・後遺障害7～600万円）

そのほかにも補償があるの？

安全共済会に加入すると賠償責任保険にも自動加入できるよ。
例えば活動中に公民館の窓ガラスが割れちゃった。借りてきた太鼓を壊しちゃった…でも大丈夫！

それなら安心だね！

安全共済会は会員みんなで助け合うという相互扶助を趣旨にしています。
「子ども会活動中」事故により、ケガ・病気・後遺障害・死亡の場合共済会を支払います。予期せぬ事故に対処するため、大人も子どもも安全共済会に加入しましょう♪

★☆補償の対象となる「子ども会活動」とは☆★

1. 子ども会の活動計画に基づき1名以上の20歳以上の育成者・指導者が加入していることまたは育成会の管理下にある活動
2. 子ども会活動を実施するための準備・調査の活動
3. 野球・ドッジボール・フットボール等スポーツやレクリエーション生産活動
4. 美術館・工場見学等文化活動やキャンプなど野外活動
5. 子ども会活動の一環として参加する研修会・研究会・各種会議に参加しての活動

※子ども会活動のため参加者が集合・解散場所への往復途中を含みます

★☆共済の期間☆★

その年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間
期間の途中でも加入できます。途中加入の場合は、
申し込み翌日の午前0時からその年度末3月31まで

★☆会費☆★

一人年間200円

★☆加入手続き☆★

1. 次の書類を市町村子連へ提出してください
   ①共済加入申込書・加入者名簿
   ②年間行事計画書
   ③県子連加入申込書
2. 年会費を市町村子連に納めてください

※詳しくは市子連事務局または県子連事務局へ

県子連・全子連HPもみてね

★☆事故が起きたら☆★

1. 市町村子連に連絡してください
2. 医療機関にかかったら病院＆薬局の領収書をとっておいてください
   （子ども受給券で支払い可）

★☆物を壊してしまったら☆★

1. 市町村子連に連絡してください
2. 修理前・修理後の写真を撮っておいてください

★☆★☆問い合わせ先☆★☆★
一般社団法人千葉県子ども会育成連合会
〒260-0001
千葉県中央区都町2-1-12千葉県都町合同庁舎4F
TEL：043-310-6357　Mail：chibakenkoren@aroma.ocn.ne.jp
HP：https://www.kodomo-kai.or.jp/chiba/

令和２年度用

子ども会に入ろう！

（一社）千葉県子ども会育成連合会

＜連絡先＞
〒260-0001
千葉市中央区都町２－１－12 千葉県都町合同庁舎内
TEL：043-310-6357　　FAX：043-310-6358
http://www.kodomo-kai.or.jp/chiba/

市町村子連へのお問い合わせは

子ども会は、子どもたちが生きる力を身につけられるよう、体験を通して感動を共有し、輝く夢を育む活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び	☆エコ活動	☆緑化運動
☆スポーツ活動	☆慰問・訪問活動	☆食育活動
☆生活習慣向上運動	☆伝承芸能活動	☆募金活動

子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。
活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。

定期的に、そして事業開始前から事業実施中にも KYT（危険予知トレーニング）を行い、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するには
単位子ども会、市町村子連、千葉県子ども会育成連合会に所属する者が次の年会費を納めることが必要です。

☆子ども会年会費（１人）・・・200 円
（内訳）
全国子ども会安全共済掛金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50 円
全国子ども会連合会運営費（子ども会賠償責任保険料を含む）・・20 円　｝ 70 円
千葉県子ども会育成連合会運営費・・130 円
（各種事業・安全教育・安全共済会及び賠償責任保険事務・諸費用等）
（全国子ども会安全共済掛金は 10 月 1 日以降加入 40 円となりますが、県子連では 10 月以降の加入者からも事務手数料・振込料県子連負担を含め、会費は 200 円いただきます）

賠償責任保険

子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

詳細は全国子ども会連合会のホームページをご確認下さい。
https://www.kodomo-kai.or.jp/

全国子ども会安全共済会のご案内

－令和2年度－

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

1．補償の対象となる「子ども会活動」とは

(1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動

(2) 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動

(3) 上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動

※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2．被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。
（就学前3年以下の乳幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（満20才以上）が同伴することが必要となります。）

3．共済金をお支払いする場合

(1)死亡共済金

①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

②被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）したとき。

(2)後遺障害共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき。

(3)医療共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

4．共済金額

(1)死亡共済金		600万円
(2)後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて	7万円～600万円
(3)医療共済金	健康保険等を適用した医療費総額の30% （支払限度額50万円）	

5．共済金を支払わない主な場合（死亡、後遺障害、医療）

(1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病

①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失

②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。

④交通事故（自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。）

⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの

⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

（ア） 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

（イ） 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

（ウ） 自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）

⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産

⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動

⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波

⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染

⑬喘息・癲癇の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・癲癇の持病

⑭成長痛・野球肘・疲労骨折

⑮安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（満20才以上）の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

(2)当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。

(3)当会は、被共済者が頭部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

（注）いわゆるむちうち症をいいます。

(4)医療共済金を支払わない場合

① 平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費

② 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費

③ 総医療点数が333点以下（医療共済金の額が1,000円以下）の場合

④ 共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

6．共済期間

令和2年4月1日0時より令和3年3月31日24時までの1年間。
（期間の中途で加入することもできます。）

7．共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円（10月1日以降の加入は40円）。

※共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県・指定都市子連運営費が必要になります。

8．共済契約者

①全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者とする。

②都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者とする。

③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者とする。

④全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

9．契約者の加入手続き（4月1日加入の場合）

－4月2日以降の加入については、当会ホームページ にてご確認願います－

(1)共済契約者（市区町村子連）は、令和2年3月31日までに所定の「共済契約申込書」所要事項を記入し、都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。

(2)次の書類を令和2年4月1日より5月31日までの間に都道府県・指定都市子連に提出すること。

①契約者申込書

②加入申込書・加入者名簿

③年間行事計画書

(3)共済契約者（市区町村子連）は、令和2年4月1日より5月31日までの間に共済掛金等を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。

10．万一事故が発生した場合

(1)事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。

(2)共済金の請求

①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

（ア） 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

（イ） 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時

（ウ） 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。

③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益社団法人 全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6－1－14 全国子ども会ビル

TEL 03-5319-1741(代) FAX 03-5319-1744

http://www.kodomo-kai.or.jp E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp

加入者・被保険者について

加入者　本人型（タイプA）2人型（タイプB）、家族型（タイプC）とも会員本人（20才以上）です。

被保険者（補償の対象となる方）の範囲

【本人型】【2人型】
以下からお選びいただいた方が「ご本人」となります。
ただし、日常生活賠償補償に関しては家族型と同じです。（※）
①会員本人　②会員本人の配偶者、こども、両親および兄弟姉妹　③会員本人と同居している親族および使用人

【家族型】

以下からお選びいただいた方を「ご本人」とする家族です。（※）
①会員本人　②会員本人の配偶者、こども、両親および兄弟姉妹

（※）日常生活賠償補償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

家族とは

※1　6親等内の血族および3親等内の姻族
※2　これまでに婚姻歴がないこと

ご加入にあたってのご注意

■このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
■この保険は公益社団法人全国子ども会連合会を保険契約者とし、その会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
■団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（公益社団法人全国子ども会連合会）に交付されます。
■ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。また、加入申込票記載事項　（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
■他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
■ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、前年度と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
■傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。

団体総合生活補償保険のサービスについて

【生活安心サポート】

「自転車保険プラン」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

■健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
■ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
■暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第５３条の１０）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社 保険代行社
〒141-0031
東京都品川区西五反田３丁目７―１４　三信ビル９階
TEL:03-6631-4366　FAX:03-6631-4367

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　広域法人開発部営業第二課
〒103-0027
東京都中央区日本橋3丁目5番地19号
TEL：03-5202-6605　FAX：03-5202-6669

（2019年12月承認）A19-103845

公益社団法人　全国子ども会連合会　安全共済会加入者の皆さまへ　**2020年度**

自転車事故によるケガや損害賠償に備える

自転車保険のご案内

傷害補償(MS&AD型)特約・自転車搭乗中等のみ補償特約セット団体総合生活補償保険

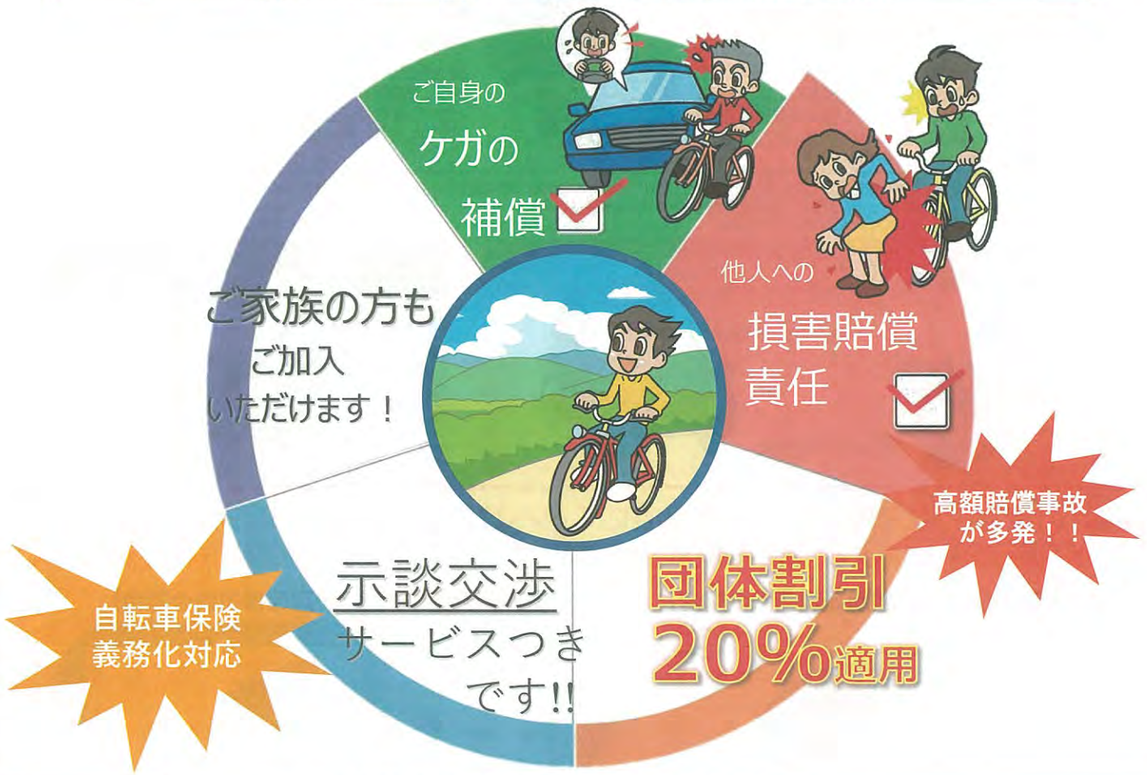

POINT

自転車事故以外でも活用できます！

他人への損害賠償について：日常生活全般における賠償リスクを補償しますので、子ども会の行事中に第三者にケガをさせてしまった場合やその他日常生活で賠償責任が発生した場合等も対象になる可能性があります。

保険期間(ご契約期間)： 2020年8月1日（土）午後４時より１年間

申込締切日： 新規加入　2020年6月30日(火)

保険料払込方法： 2020年7月31日までに下記の全国子ども会連合会の
ゆうちょ銀行　振替口座まで払込みください。

■ゆうちょ銀行から振り込まれる方⇒「全子連自転車保険口　00140-9-648471」
■ゆうちょ銀行以外から振り込まれる方⇒「〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0648471」

自動継続： ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、同一内容で継続のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

ーお申込みは下記のＱＲコードもしくは申込用URLからー
スマートフォンまたはＰＣからお申し込みください。（注）ＱＲコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
■申込用URLはこちら
https://aioinissaydowa-wpm.force.com/OrganizationCodeInputPage
（団体コード（5ケタ）：PL5E1）を入力してログイン後、手続きください。
※申込手続画面は2020年4月開設となりますのでそれ以降にお手続きください。
※全子連HPからもご加入いただけます⇒https://www.kodomo-kai.or.jp

【申込用】
【全子連HP用】

ー事故が起こった場合はー
遅滞なく下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
0120-985-024（無料）
※受付時間[24時間365日]
※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

自転車事故が高額賠償となるケースが発生しています

事故防止の努力とともに、万一の事故への備えがますます重要になってきました。

■自転車事故の高額賠償事例

ケース1 判決認容額 **9,521万円**

[事故の概要]

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）

ケース2 判決認容額 **5,438万円**

[事故の概要]

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55才）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。
（東京地方裁判所 平成19年4月11日判決）

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。 出典：一般社団法人日本損害保険協会HP「自転車事故と保険」より抜粋

加害者となり損害賠償責任を問われる事故

ご自身の事故によるケガ

自転車乗用中の死傷者数は、歩行中にくらべ約2倍と高い傾向にあります。
また自転車事故による死傷者数は、未成年者と高齢者で過半数を占めています。

【交通事故における状態別死傷者数の割合】

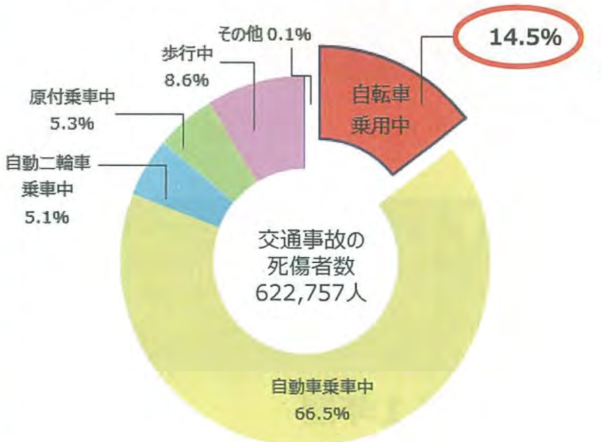

【自転車乗用中の年令別死傷者数の割合】

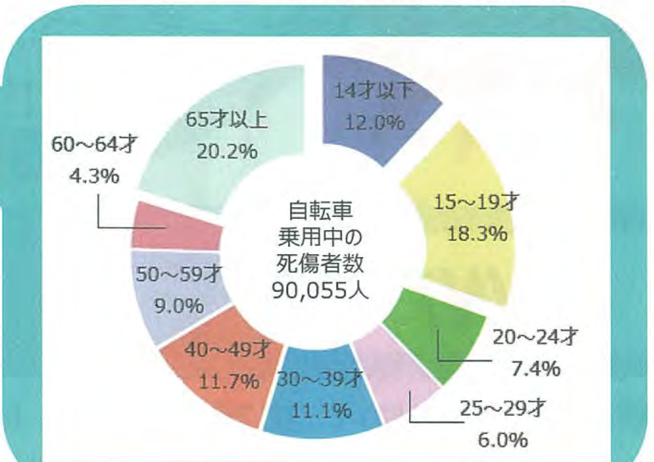

出典元：警察庁交通局「平成28年における交通事故の発生状況」より作成

自転車は道路交通法上「軽車両」の一種です！被害者だけではなく、加害者になる可能性も・・・

日本国内で発生した賠償事故については示談交渉サービス※がご利用になれます！

※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。

◆示談交渉による不安や負担を軽減します。

示談交渉サービスがないと…

被保険者ご本人で被害者の方と損害賠償金の額の決定などの解決方法を交渉していただく必要があります。

示談交渉サービスがあると…

引受保険会社が被保険者の方に代わって被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行い、損害賠償金の額の決定などの交渉に対する不安や負担を軽減します。

※日本国外で発生した事故のほか、相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

自転車保険の義務化について

都道府県や市町村において自転車条例が制定されています

加入を義務とする自治体

埼玉県・仙台市・名古屋市・静岡県・滋賀県・金沢市・京都府・大阪府・兵庫県・鹿児島県・神奈川県・長野県
【東京都（2020年4月予定）】

全国の自治体で義務化の流れが加速

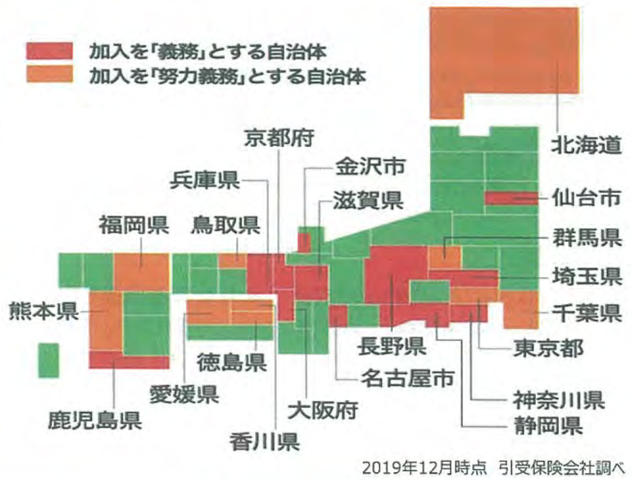

2019年12月時点 引受保険会社調べ

この制度にご加入いただくことで自転車保険の加入義務を果たすことになります

補償内容について

日常生活賠償特約 国内外問わず

日常生活上の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金をお支払いします（免責金額：0円）

※上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
※被保険者の職務遂行（自転車での出前等）に直接起因する損害賠償責任は、保険金支払いの対象外になります。

ケガの補償 傷害補償(MS&AD型)特約 国内外問わず

国内・国外を問わず、自転車での事故によるケガを補償します

自転車とは…ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。
（注1）レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車は、本保険の対象になりません。
（注2）積載物を含みます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額（ご契約金額）と掛金

自転車搭乗中等のみ補償特約・日常生活賠償特約セット　※下記の掛金には損害保険料の他、制度運営費310円を含んでおります。
傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日（入院・通院）

本人型（タイプA）

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	年間掛金
本人	500万円	6,000円	3,000円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	3,300円

2人型（タイプB）⇒（加入例） B1：兄 B2：弟 〈B1とB2が家族である想定のタイプ〉

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	年間掛金
B1	500万円	6,000円	3,000円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円（※）	5,000円
B2	500万円	6,000円	3,000円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍		

※2人型（タイプB）は2名セットでの加入となります。日常生活賠償補償は1名の加入で家族まで補償します。家族の範囲は、「加入者・被保険者について」をご確認ください。
○B1の方とB2の方が家族であればB1の特約でB2の方も補償の対象とすることができます。（特約はB1のみにセットされております）
○B1の方とB2の方が家族でない場合、B2の方は補償対象となりませんのでご注意ください。

家族型（タイプC）

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	年間掛金
本人	500万円	6,000円	3,000円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	5,850円
配偶者	500万円	6,000円	3,000円			
親族	500万円	6,000円	3,000円			

※上記保険料は団体割引20%（被保険者本人数3,000名以上5,000名未満）で算出しています。募集の結果、ご契約開始時における被保険者総数が上記にあてはまらなかった場合、保険金額を変更させていただきます。